

南都祇園会に関する二、三の問題

河* 内 将 芳

はじめに

中世都市の祭礼として知られる京都の祇園会は、中世の段階で全国各地に伝播したといわれている¹。もともと、その実態をさぐるうとすると、そのほとんどの場合で、文献史料の不足という壁に直面する。そのようななかにあつて、南都奈良に伝播した祇園会は、比較的、文献史料にめぐまれたものとして知られている。

ところが、この南都祇園会に関する専論は、管見のかぎりでもわずかにふたつしか確認することができない。そのひとつが、この分野の嚆矢といふべき和田義昭氏の研究²、そしていまひとつが和田氏の研究を批判的に継承した武居由美子氏の研究³である。

このように、先行研究としての専論が思ひのほか少ないのは、めぐまれているとはいっても、やはり文献史料の量に限界があるというところが大きな理由としてあげられるだろう。と同時に、和田氏と武居氏の研究に共通してみられる、南都祇園会に対するアプローチのしかた

にも問題があつたのではないかと思われる。

そのアプローチのしかたとは、すなわち、武居氏の論題「中世における東大寺郷民の成長と祭礼」からもうかがえるように、祭礼を祭礼そのものとしてとりあげるのではなく、「郷民の成長」のいわば指標としてみようとするものである。

この傾向は、和田氏のほうにより顕著で、その結果、ともすれば、「郷民」＝都市民衆の「成長」にかかわる点ばかりに目がうばわれ、祭礼そのものの実態がぼやけてしまうことになつたように思われる。

もともと、このような傾向は、南都祇園会にかぎられたものではなく、京都の祇園会においても同様で、それによつて見落とされてきた事実や論点はあまりに多く、かえつて新たな議論をよびこむ機会すらながく失う結果となつてしまつた⁴。南都祇園会の場合、むしろこのような京都の祇園会にかかわる研究状況をそのまま受けついできたというのが実際のところだろ

う。

そこで、本稿ではまず、これまでのアプローチのしかたからいったん離れて、できるかぎり祭礼そのものに視点をおいて、南都祇園会にかかわる基礎的な検討をおこないたいと思う。

ただし、奈良に関する文献史料は、京都と比較しても、まだまだ活字化されたり、公表されたりしていないものも数多くあると考えられる。そのようななか、管見のかぎりの史料をもとに南都祇園会に関する一覧表を表1として作成してみたが、当然のこと、将来、新たな史料の発見によって修正してゆかねばならない点も出てくるだろう。

その点を考えて、本稿では、表1の史料をもとにしつつも、専論である和田氏と武居氏の研究を常に視野に入れ、筆者がこれまで検討をすすめてきた京都の祇園会との比較を通して、南都祇園会に関する問題を確認してゆくというかたちで議論をすすめてゆきたいと思う。

なお、本稿で対象とする祇園会をここまでとくに説明もなく南都祇園会とよんできたが、表1をみてみるとわかるように、史料では、「南都祇園会」のほかにも、「奈良祇園会」「東大寺祇園会」「東大寺御霊会」「手(伝)書祇園会」、あるいは単に「祇園会」など多種多様なよびかたが存在していたことが知られる。

表1によるかぎり、数としては、「東大寺祇園会」がもっとも多いように思われるが、しかし、ここであつかう祇園会は、東大寺内やその西側門前、東京極大路を中心に都市的な展開をみせた東大寺郷(今小路郷・押上郷・転害(手搔)手害)郷・中御門郷・北御門郷・水門

郷・今在家郷)内で完結したものとはいえないので、かならずしも適当ではない。

また、当該の祇園会に関する基本史料ともいえるべき『東大寺雑集録』⁷⁾においても「南都祇園会」ということばがつかわれている。

さらに、平安時代に広く用いられていた「奈良」ということばは、鎌倉時代にかけて「南京」から「南都」となり、室町時代になってふたたび「奈良」が頻繁に史料であらわれて、「南都」と並立するようになる⁸⁾とされている。よって、本稿ではとりあえず、『東大寺雑集録』の使用例にしたがって「南都祇園会」ということばをつかってゆきたいと思う。

一 祭礼の実相

(1) 祇園社の勧請

さて、東大寺郷に祇園社が勧請されたのは、すでにふれられているように、南北朝期、建武五年(一三三八)のこととされている。

それは、『東大寺雑集録』巻九に「一、祇園社、建武五年六月五日転害北ノ塚ニ影向云々」と記されていることが主な史料の根拠であるが、ここで注意しなければならないのは、この建武五年という年号が、通常の年表をみてもあきらかなように一般にはあまり使用されていないものであるという点である。

表1 南都祇園会一覽

年	西暦	月日	関係記事(抄)	備考1				備考2	典拠	
				転害	今小路	中御門	押上			
建武5年	1338	6月5日	祇園社、転害、北ノ塚ニ影向						東大寺雜集録9	
応永10年	1403	6月14日	祇園会在之						東院毎日雑々記	
応永31年	1424	(6月14日)	南都祇園会						看聞日記	
永享4年	1432	(6月14日)	東大寺領郷内祇園会					方衆、相綺有風聞	御前落居奉書	
嘉吉2年	1442	6月14日	祇園会	舞車(なしか)	山	舞車	舞車		東大寺雜集録7	
嘉吉3年	1443	6月14日	祇園会無之						経覚私要鈔	
宝徳元年	1449	6月14日	奈良祇園会如形在之 昔ハ祇園会ノ時、山上ノ 定布袋トテ毎年渡之						経覚私要鈔 東大寺雜集録7	
康正3年	1457	6月14日	於手害有祇苑会	笠計					経覚私要鈔	
長祿2年	1458	6月14日	頼朝祇園会在之						大乘院寺社雜事記	
寛正3年	1462	6月14日	東大寺祇園会在之		車		車	車前後相論	彼寺(東大寺)成敗、不事行、当寺衆 中成敗、探、今小路一番	大乘院寺社雜事記
					山(車)		山(車)	山(車)押論、 山四在之	官符衆徒令成敗	経覚私要鈔
				山(源三位 頼政ヌエヲ 射タル所)				今小路ト押上 ト舞車前後相 論	筒井殿勢ヲ中御門マデ出シテ	東大寺法花堂要録
			山						東大寺雜集録9	
寛正5年	1464	6月14日	東大寺御霊会	舞車二両、山一渡之				車先前相論、 中御門・押上	先年(寛正5年)車先前相論、寺門成 敗、探ニテ中御門一番ニ押之(文明11 年6月14日条)	大乘院寺社雜事記
					山(ミヲノヤ)					東大寺雜集録9
文明元年	1469	6月14日	祇園会					俄ニ六方より仰付、郷民迷惑、自学侶 不可沙汰旨仰付、令安堵(11日~14日カ)	経覚私要鈔・ 大乘院寺社雜事記	
文明2年	1470	6月14日	祇園会如形						大乘院寺社雜事記	
文明3年	1471	6月14日	手害祇園会	山一在之						経覚私要鈔・大乘院日記目録
						山(守屋)				東大寺雜集録9
文明5年	1473	6月14日	祇園会如形在之、伝害郷 以下沙汰也						大乘院寺社雜事記	
文明6年	1474	6月14日	於伝害祇園会在之				山(弘取判官)	自六方申付、両寺見物	大乘院寺社雜事記	
									東大寺雜集録9	
文明9年	1477	6月14日	祇園会在之					両寺見物如近来也、祇園会出銭(7月8日)	大乘院寺社雜事記	
				山(威陽宮山)					東大寺雜集録9	
文明10年	1478	(6月14日)	東大寺祇園会					自六方申付	大乘院寺社雜事記	

文明11年	1479	6月14日	東大寺祇園会		山 山(橋弁慶)	車(なし)	車(なし)		六方評定、無処成敗、兩郷風流止	大乗院寺社雜事記 東大寺雜集録9
文明13年	1481							車先前相論	祇園社大木二本顛倒、六方凶歟、六月 会式一向六方自尊任雅意(7月3日条)	大乗院寺社雜事記
文明14年	1482	6月14日	祇園会如形			笠等計也				大乗院寺社雜事記
文明15年	1483	6月14日	祇園会			笠計如例				大乗院寺社雜事記
文明17年	1485	6月14日	祇園会在之		山 山(八剣山)				兩寺見物如例	大乗院寺社雜事記 東大寺雜集録9
長享2年	1488	6月14日	東大寺祇園会			山風流				大乗院日記目録・政覚大僧正記 東大寺雜集録9
延徳3年	1491	6月14日	祇園会如形			笠計如例				大乗院寺社雜事記
延徳4年	1492	6月14日	東大寺祇園会如形			笠計				大乗院寺社雜事記
明応3年	1494	6月14日	祇園会在之		山(カウウ山)				中御門興福寺僧、転害門東大寺僧、古 市棧敷ハ祇園殿拝殿之上	大乗院寺社雜事記 東大寺雜集録9
明応6年	1497	6月14日	儀園会如形			各笠計也				大乗院寺社雜事記 東大寺雜集録9
明応7年	1498		延引ナリ 風流ノ押次第前後相論事 近年有之、不一決事也 (文明11年以来)					押上郷ト中御 門郷ト令相論	自当寺六方加下知、可存其旨之由地下 人等申之、六方成敗無処、	大乗院寺社雜事記
明応8年	1499	6月14日	祇園祭如例			笠計也				大乗院寺社雜事記
明応9年	1500	6月14日	伝害祇園会如例			笠計也				大乗院寺社雜事記
文龜2年	1502	6月14日	伝害祇園会如例			早旦笠計渡之				大乗院寺社雜事記
永正元年	1504	6月14日	祇園会如例			笠計也				大乗院寺社雜事記
永正2年	1505	6月14日	東大寺祇園会		山 山(石山悪源太)	山 山(車)	山 山(車)	前後相論	六方・成身院御裁許落居、折中之趣、 当年計者以探可治定、於向後者、北次 第・山次第中御門・押上ト可押	多聞院日記 東大寺雜集録9
永正3年	1506	6月14日	祇園会				舞車	舞車(一番)	舞車押論	東大寺雜集録9
永正8年	1511	(6月14日)				山(羅城門両山)				大乗院寺社雜事記 東大寺雜集録9
大永3年	1523	6月14日	祇園会			於中門、風流山車			六方下知	経尋記 東大寺雜集録9
永禄10年	1567		南都祇園会ハ、永禄十年 迄恒例雖行之、十月十日、 松永彈正少弼与三好左京 大夫合戦之時、大仏殿兵 火、其砌類炎、					山(觀願二度ノカ)	コノ以後無之	東大寺雜集録9

実際、北朝では、この時期、暦応元年という年号がつかわれているし、また南朝でも、延元三年という年号が使用されている。にもかかわらず、ここでなぜ建武五年という年号がつかわれているのか、この点についてはこれまでの研究でもふれられてはいない。

もつとも、その理由をここでただちにあきらかにできるわけではないが、ただ、和田氏によってすでに紹介されている史料で、室町期、永享十一年（一四三九）に成立したと考えられる『東大寺執行所日記』でも「建武五年」という年号が記されているので、少なくとも東大寺内では、祇園社勧請の年を建武五年と伝えていたことだけはまちがいないだろう。

ところで、その『東大寺執行所日記』には、この年の六月八日・九日の「今明両日」に「新儀之衆議」によって「祇園御影向之間、御社就新造、兩日巫女・神人仁可有酒肴」しとて、黒田庄以下九カ所におよぶ東大寺領莊園にその「支配」が命じられたことが読みとれる。

ここからは、この年に祇園社が「新造」されたこと、またそこに「祇園社神子・神人」がいたということがわかるが、それ以上に注目されるのが、それらの「支配」が「衆議」によるものであったとされている点である。

というのも、この衆議は、東大寺の「惣寺」（満寺）⁹による衆議と考えられるからで、したがって祇園社勧請を主導したのも惣寺といわざるをえなくなるからである。従来、「東大寺の門前郷である手搔郷に祇園社が勧請されたことは、東大寺七郷の郷民勢力の成長が大いに

関係した」という、和田氏の理解が通説とされてきたが、その理解はこの点からもやはり修正が必要だろう。¹⁰

もつとも、その惣寺が、なぜこの時期に祇園社を勧請したのかについてはわからない。おそらくは、その理由と建武五年という年号が使用されたこととのあいだにはなんらかの関係があるのだろうが、今のところ手がかりとなる史料がないので何ともいえない。

（2）祭礼の形態

それはともかくとして、建武五年に祇園社が勧請されて以降、祭礼が史料のうえで確認できるようになるまでにはかなりの時間差がみられる。というのも、管見のかぎりでは、『東院毎日雑々記』¹¹ 応永十一年（一四〇三）六月一日条にみえる「祇園会在之」がその初見と考えられるからである。

このおよそ三〇年におよぶ時間差が、単なる史料の不足なのか、それとも別の理由によるものなのかについてはさだかではない。が、それから約二〇年たった応永十一年（一四二四）ころになると、祭礼が一定の見物の対象となっていたようすがうかがうことができる。

たとえば、『看聞日記』¹² 同年六月二二日条には、「去祇園会之時」、「傾城之美女」に「咲」われた「田舎人」が、「件美女并亭主之傾城等殺害」し「切腹」したことをきっかけに「田舎人方大勢」と「南都之土民等」とのあいだで「喧嘩」が勃発、「両方被討」という事件

が記されているからである。⁽¹³⁾

もつとも、これだけでは、喧嘩の発端となった「田舎人」と「傾城之美女」とのトラブルが祭礼とどのように関係するのかわからないし、また祭礼のようすも読みとれない。ただ、「看聞日記」には、右の事件のすぐあとに「後聞、興福寺・東大寺両門徒確執、三ヶ日合戦、両方若干被討云々」という一文が記されており注目される。

というのも、ここからは、「田舎人方人大勢」と「南都之土民等」との「喧嘩」の背後に東大寺と興福寺との「確執」が透けて見え、そしてそのことを踏まえて、つぎの史料をみてみるとこの時期の状況がわずかに浮かびあがってくるからである。

一、東大寺領郷内祇園会事、任先規致其用意之处、方衆以下可相綺有風聞云々、事実者甚不可然、若有狼籍輩者、可被注申交名之旨、可被申入别当僧正御房之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享四年六月十二日

(坂田直道)
大和守
对馬守

尊光院僧都御房

一、東大寺領郷内祇園会事、任先規致其用意之处、方衆以下可相綺有風聞云々、事実者太不可然、若有狼籍輩者、可被注申交名之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享四年六月十二日

(坂田直道)
大和守

(藤本)
筒井殿

右の史料は、ともに「御前落居奉書」⁽¹⁴⁾におさめられるもので、実はこれまでの研究ではふれられてこなかったものである。史料としては、同じ永享四年(一四三二)六月一二日に出された室町幕府奉行人連署奉書(案)であるが、前者の宛所にみえる「尊光院」は興福寺の院家、⁽¹⁵⁾また後者も衆徒として知られる筒井順永であるから、ともに興福寺へあてたものとなる。

内容は、「東大寺領郷内祇園会」が「用意」されていたところ、「方衆以下」による「綺」があるとの「風聞」があった。もしそのような「狼籍」⁽¹⁶⁾をするものが出たならば、「交名」を幕府へ注進するよう、前者では尊光院を通じて「别当僧正御房」(興福寺别当)へ、また後者では「筒井殿」(筒井順永)に直接命じたものとなる。

ここにも見える「方衆」というのは、興福寺六方衆のことであり、ここからこの時期すでに六方衆による南都祇園会への関与のきざしがあったことがわかる。それは同時に、興福寺による東大寺郷への影響力が拡大しつつあったことも意味しよう。

これまでは、六方衆による南都祇園会に対する関与の初見は、「大乘院寺社雑事記」⁽¹⁶⁾文明元年(一四六九)六月一二日条にみえる「祇園会事、可沙汰旨、昨日俄二六方より仰付之」とされてきたが、実はそれより約三〇年前にすでにそのような動きのあったことが知られる。⁽¹⁷⁾

(坂田直道)
对馬守

しかも、興味深いのは、その六方衆の動きを、幕府が興福寺別当とともに衆徒の筒井氏に牽制させようとしている点で、この後、南都祇園会をめぐって、ときに並立の様相をみせる六方衆と衆徒のすがたはこのときすでにみることができたといえよう。

このように、右の史料は、南都祇園会をめぐる状況を伝えるものとしては貴重なものといえる。が、しかし祭祀そのものようすまでを讀みとることはできず、結局、そのようすがわかるようになるのはこれから一〇年後の嘉吉二年（一四四二）のことになる。

一、壬戌六月一四日祇園会、東大寺出仕、今小路八山、余郷八舞車、

右は、『東大寺雑集録』巻七におさめられた記事である。「壬戌」という干支が前後の関係から嘉吉二年と判断できるので、この年の祇園会のことを記した記事であることがわかるが、これによってまず南都祇園会の式日が六月一四日であったこと、また、祭祀の際には山や舞車といった風流が「今小路」や「余郷」など郷単位で出されていたことが読みとれる。

六月一四日という式日は、京都の祇園会と同じであるが、ただし、京都の場合、風流としての山鉾は一四日だけではなく、七日にも出されている。京都の祇園会の式日が六月七日と一四日であるのは、七日に神輿が祇園社から御旅所へと神幸し、一四日に還幸するためで、これにあわせて山鉾も二度巡行することになっていた。

そのような点からすれば、南都祇園会の場合は、表1をみるかぎり、六月一四日以外に祭祀がおこなわれた形跡がみられず、特徴のように

もみえる。しかし、『東大寺雑集録』巻九には、「最初ハ六月七日、ソノノチハ、十四日、七日カイハク」とか、「六月七日カイハク」という記事もみられるので、七日には、「カイハク」＝開白、つまり祭祀の開始にもなっているならかの神事や仏事がおこなわれていた可能性は考えられよう。

南都祇園会に神輿渡御があつたのかどうかまではわからないが、表1の諸史料が、山や舞車、あるいは笠鉾といった風流の存在のみを記しているのは、おそらくそれらを記した記主の視線が風流の出される一四日のほうに集中していたためであろう。そして、その風流を東大寺の惣寺が見物したというのが、「東大寺出仕」という記事の意味するところだったと考えられる。

実は以上のような祭祀の形態については、これまでの研究でもあまり注意がはらわれてこなかった。しかし、京都の祇園会と比較しても、いくつかの相違点がみられることにはやはり注意をしておく必要がある。

(3) 風流としての山・舞車・笠鉾

そこでつぎに六月一四日に出される風流のほうに目を移してゆきたいが、実はそのようすをくわしく述べている史料は、現在のところ、『東大寺雑集録』巻九におさめられるつぎのようなものしか知られていない。

一、山八手害町、今小路町、中御門町、押上町、
此四郷二廻リテ作也、又是ヘエタ郷トテ加ワル町有之、手害
町ハ三ア一窪町加ル、

中ノ御門町之エタ郷ハ、宮住町加ワル、

一、舞車一郷ニ一ツツ、有之テ、此舞車ニテヤツハチヲ打也、
八ハチ打子ヲ、道ハ地下ノ笠ホコノ下ヲ肩キマニノセテ、肩ノ
上ニテ舞ノ手ヲスル体シテ道行也、

この史料については、これまでの研究においてもすでにふれられて
いるが、一応ひとつづつ確認をしてゆくと、南都祇園会の風流として
は、まず山と舞車と笠鉾の三種類が出されていたことが読みとれる。

このうち山というのは、造山、あるいは造物山というもので、表1
によれば、「源三位頼政又エヲ射タル所」「ミヲノヤ」「守屋」「弘取判
官」「感陽宮山」「橋弁慶」「八剣山」「キヨシケ山」「カウウ山」「石山
悪源太」「羅城門両山」「梶原二度ノカケ」という、そのほとんどが能
楽から題材をとった造物だったことがわかる。

京都の祇園会では、戦国期の段階でおおよそ造物や風流の内容が固
定しつつあったが、右からもわかるように、南都祇園会では、年どし
によってその内容に変化がみられる。疫病をおこす疫神（御霊）を遷
却するための風流本来のありかたからすれば、京都の祇園会のように
固定するほうがむしろ異例で、その意味では南都祇園会の山のありか
たは一般的なものだったといえよう。

もつとも、その山は毎年出されていたわけではなく、「手害町、今
小路町、中御門町、押上町」の「四郷」によって「各年」（隔年）で
出されていた。この点は、大きな特徴といえるが、そのようになった
理由までを右の史料は記していない。

ただ、「エタ郷トテ加ワル町」があったことからすると、山を出す
ことには相当の経済的負担があったと思われる、おそらくそのような経
済的な問題というのが隔年に山を出すことになった理由と考えられ
る。

このように、山は四郷のうち一郷によって隔年に出されていたわけ
だが、それに対して、「一郷ニ一ツツ、」出されていたのが舞車であ
った。先にみた嘉吉二年のとき、「今小路ハ山、余郷ハ舞車」と記さ
れていたのはこのためである。

京都の祇園会でも、南北朝から室町期にかけて車舞台の上で久世舞
（曲舞）を演じる「久世舞車」が出されていたことが山路興造氏によ
ってあきらかにされているが、南都祇園会の舞車では、「ヤツハチヲ
打」つ「子」がその舞をしていたことが読みとれる。

この「ヤツハチヲ打」つ「子」というのは、これもまたすでに山路
氏が指摘されているように、おそらく京都の祇園会でもみられる
長刀鉾の鞆鼓稚児舞に類似するものだったのだろう。京都の祇園会の
鞆鼓稚児舞は、有名な割に不思議と文献史料に出てこないことでも知
られているが、その点では、南都祇園会の舞車のように伝える右の
史料は貴重なものといえる。

しかも、「ヤツハチヲ打」つ「子」は、舞車に乗らないときは、「地下ノ笠ホコノ下ヲ」「肩ノ上ニテ舞ノ手ヲスル体シテ道行」くと記されているので、笠鉾もおのずと各郷が出していたことになる。それを裏づけるように、表1からは、「笠計」と笠鉾だけが出された年のあったことが読みとれるが、それは、後にふれるように舞車が出されなかったためにそのようになったのであった。

なお、「経覚私要鈔」⁽²¹⁾康正三年（一四五七）六月一日日条によれば、「笠計」は「早日渡」と記されているので、京都の場合と同様、南都祇園会でも、山・舞車・笠鉾など風流は早朝に巡行したことがわかる。京都の祇園会では、六月一四日の山鉾巡行が終わった夕刻に神輿の遷幸がおこなわれていたが、南都祇園会の場合、この一四日の夕刻にいかなる神事がおこなわれていたのかについてはさだかではない。その意味でもやはり、南都祇園会には神輿渡御がなかったのかもしれない。

ところで、京都の祇園会では、山鉾巡行に先立って今でも毎年、籤取り（鬮取）という行事がおこなわれている。その目的は、よく知られているように山鉾巡行の順番を混乱なく決めるためだが、その起源は、応仁・文明の乱による三三年におよぶ中断の後、明応九年（一五〇〇）に再興されて以降のものとしてされている。

実は南都祇園会でも、「一郷ニ一ツツ、」出される舞車の順番をめぐって相論がおこったことが知られている。そしてその相論をめぐって、郷同士の関係や東大寺と興福寺との関係、さらには六方衆と衆徒

との関係など、南都祇園会をめぐるさまざまな関係がみられる。

そこで次章では、この舞車相論を糸口に、室町期から戦国期にかけての南都祇園会をめぐる諸関係についてみてゆくことにしよう。

二 祭礼をめぐる諸関係

(1) 舞車相論と探取

さて、表1によるかぎり、問題の舞車相論は、寛正三年（一四六二）がその発端であったことがわかる。もともと、これは現在知られる史料の範囲内での話であるので、それ以前に同じような相論があった可能性を否定することはできない。

それはともかく、まずはこの寛正三年の相論からみてゆきたいと思うが、これまでの研究では、この相論をみるにあたって「大乗院寺社雑事記」や「経覚私要鈔」の記事をつかうことが多かった。

史料の質からいえば、きわめて妥当な選択といえるが、ただその一方で、この相論に関しては、つぎのような「東大寺法花堂要録」⁽²²⁾の記事も残されている。これまでの研究がなぜこの記事にふれてこなかったのかについてはさだかではないが、ここではこちらのほうをみてゆくことにしよう。

一、六月十四日、祇園会アリ、山手擡、源三位頼政又エヲ射タル

所ナリ、又今小□ト押上ト舞車押ス事イツレ前後ノ論アリ、
 当寺東大寺成敗事間、筒井殿勢ヲ中御門マデ出シテ、東大寺御支ヲ
 シ、尊勝院殿御儀分ニテ、中御門、今小□ト、押上、三郷サクリサクリ
 ヲ祇園アヅマ殿ニテ取テ落居セリ、手搔テハ本郷トテ論ニ及ス、

右によればまず、この年、山を出したのは「手搔」郷で、その風流は「源三位頼政ヌエヲ射タル所」であつたことがわかる。実はこの風流の内容については、「大乘院寺社雑事記」や「経覚私要鈔」からは読みとれず、そのことだけでも右の史料が興味深いものであることがわかるが、それはそれとして、先にみたように、山は隔年で一郷だけが出ることになつていたので、その順番が問題になるようなことはなかつた。

しかも、山については、隔年にどの郷が山を出すのかという順番も「山押次第ハ、転害・今小路・中御門・押上、如此各年沙汰也」、つまり郷の所在地に照らして北から順番にというルールがあり、これを「北次第」「山次第」とよんでいた。

したがって、山については、かなり整然としたルールがあつたことがわかるわけだが、それに対して舞車のほうは、なんらのルールもなかつたようで、しかも山とは異なり一度に複数が出される以上、その順番をめぐる争いがおこつても不思議ではなかつた。このとき、その争い「舞車押ス事イツレ前後ノ論」をくり広げていたのが、今小路郷と押上郷である。

そこで、東大寺惣寺では、この相論を「成敗」しようとしたところ、「筒井殿」の軍勢が「中御門」までやつてきたため、「御支」をし、とさきの東大寺別当、尊勝院の裁量によってその順番を「祇園殿」|| 祇園社で「サクリ」(探) || 闔(籤)を取らせることで「落居」させたというのが右の史料の語る内容である。

もつとも、興福寺側の史料によると、その内容は若干異なり、「大乘院寺社雑事記」では「為彼寺東大寺雖令成敗、不事行之間、為当寺南禅寺集中、成蜂起集會及成敗了」、また「経覚私要鈔」では「官符衆徒令成敗、以探治定、今小路取一探之間、先押畢」とみえる。実際に「成敗」をおこなつたのが、東大寺惣寺だつたのか、興福寺衆徒だつたのかについては判断がむずかしいが、少なくともこのとき探によって今小路郷が「先」となつたことだけはまちがいないだろう。

ところで、このとき相論をくり広げたのは、今小路郷と押上郷だったが、にもかかわらず、「東大寺法花堂要録」では、探は中御門郷をまじえて「三郷」で取つたとされている。

ただし、この点も、「大乘院寺社雑事記」では「両郷探取之、今小路一番二渡之」とあり、今小路郷と押上郷の「両郷」で探を取つたとされている。実際はどうだつたのか、これも判断がむずかしいが、それでもここからは残る転害郷が探を取らなかつたことはわかる。

このとき転害郷が探を取らなかつたのは、この年、転害郷が山を出していたこともさることながら、「手搔ハ本郷トテ論ニ及ス」、つまり転害郷は「本郷」なので、もともと順番争いの対象ではなかつたと

【東大寺法花堂要録】は記している。

ここで転害郷が「本郷」とされる理由についてもさだかではないが、表1でもわかるように、南都祇園会がしばしば「伝害祇園会」とよばれ、山を出す順番が「北次第」と決められていたことなどからもある程度の優位性が転害郷にもたされていたことはうかがえよう。

ちなみに、京都の祇園会では、鬮取らず（籤取らず）といつて、いくつかの山や鉾の順番が固定されていたことが知られているが、南都祇園会では、あるいは転害郷が同じような位置づけをなされていたのかもしれない。

そういえば、この年を含めて確認できる舞車相論というのは、今小路郷・中御門郷・押上郷の三郷にかざられている。しかし、より注意ぶかく表1をみると、転害郷は山を出しても、舞車を出した形跡がみられないことにも気づく。

どうやら、転害郷は舞車を出さなかった可能性のほうが高く、それを裏づけるように、この寛正三年から二年後、寛正五年（一四六四）に中御門郷と押上郷とのあいだで舞車相論がおこり、探によって中御門が「一番」と決した際にも、「舞車二両、山一渡之」であったと【大乘院寺社雑事記】六月一四日条は伝えている。

このとき、山を出していたのは今小路郷だから「山一」は今小路郷の山となり、「舞車二両」も中御門郷と押上郷の舞車となるから、転害郷が舞車を出していなかったことはあきらかといえよう。

もつとも、このときは山を出していた今小路郷も舞車を出していな

いようなので、転害郷をのぞいた三郷でも、そのうちの二郷が山を出すときには、その郷は舞車を出さなかったと考えられる。

ここでなぜ、このように山と舞車の出されかたについてこだわることといえ、実はこれらの組み合わせによって、舞車相論をめぐる状況に大きな違いがみられるからである。

この点については、これまでの研究は注意をはらってこなかったが、しかし、舞車相論を解決するために探を取るとはいっても、三郷で取るのと二郷で取るのでは、それだけでも状況が異なる。

当然、三郷より二郷だけで取るほうがはるかに競争がはげしくなり、鬮取が神意を示すもの⁽²⁶⁾だったとしても、現実にはしこりを残すことも少なくなかったと考えられるからである。

あるいは、鬮取や鬮の結果そのものに対する認識の違いというものもあったかもしれないが、いずれにしても、そのしこりや認識の違いというのがつぎにみるように南都祇園会全体を混乱にまきこんでゆくこととなるのである。

(2) 探取をめぐる混乱

東大寺祇園⁽²⁷⁾会在之、押上郷与中御門郷車先前相論故、雖令用意、舞車一向不押之、今小路郷山計押出、(中略) 先年車先前相論事、両郷在之、為寺門成敗探ニテ押上一番二押之、当年又可為探之由、中御門申入之、押上ハ以先年之探、行末治定上者不可取之云々、

六方此間色々雖及評定、無処成敗之間、今日両郷風流止之畢云々、

右は「大乘院寺社雜事記」文明十一年（二四七九）六月一四日条の記事である。この年も、寛正五年のときと同様、今小路郷が山を出す年にあつたため、押上郷と中御門郷の二郷で舞車相論がおこつたことが読みとれるが、注目されるのは、ここでみられる両郷の言い分がまったく異なつたものとなつてゐる点である。

というのも、押上郷の言い分が、「先年」＝「寛正五年」の例にならつて「当年又可為探」、今年もまた探を取るべきだというのに対して、中御門郷の言い分は、「先年之探」によつて「行末」が「治定」した以上、探を取る必要はないというものだからである。

寛正五年から文明十一年のあいだといへば、一五年もの年月がたつてゐる。その間に同じような問題がおこらなかつたのかどうか不思議でさえあるが、ここからは少なくとも寛正五年のときの探の結果をめぐつて両郷の認識に大きなへだたりのあつたことが読みとれよう。

ちなみに、右の史料の後半には、中御門郷の言い分として、「如山次第八車事無是非之由中御門申、寛正五年二以探行末事相定之、祇園御前二札打之了、其後押上打破了」ということが書き加えられている。これを信じれば、中御門郷の言い分のほうが妥当のように思へなくもないが、しかしながら押上郷のほうの認識はまったく異なつており、それが「札」を「押上打破」る行為となつた。

このことから二郷だけで探を取ることがかならずしも円満な解決とはならず、大きなしこりを残すものであつたことがわかる。またもし、押上郷の行為が当時の慣習に照らして非理なものであつたならば、「六方此間色々雖及評定、無処成敗」というように、六方衆がその判断に苦しむことはなかつたであらう。

いずれにしても、その結果はといへば、「両郷風流止之畢」ということになつてしまつたが、このときの相論はその後も膠着状態をつづけることになる。そして、これから約二〇年たつた明応七年（一四九八）にいたつてもなお、「風流ノ押次第前後相論事、近年有之、不一決事也、押上郷ト今小路郷ト令相論事也云々、六方成敗無処云々」として決着がつかなかつたばかりか、この年は祭礼自体も「延引」となつた。

おそらくはこのようなこともあつたためだろう、表1のうち、文明十一年以降のところをみれば、舞車が一基も出されないなか、笠鉾や山だけが出されて南都祇園会が継続されてゐることがわかる。

探取をめぐつて祭礼全体が混乱に陥つてゐたことが知られるが、結局のところ、この相論は、文明十一年から二十六年もたつた永正二年（一五〇五）にいたつてようやくひとつの決着をみるることになつた。その決着のありさまを『多聞院日記』六月一三日条は、つぎのように伝えている。

当年祇園会被懸催、然処、中御門・押上舞車相論在之、依之近年

久敷令中絶、然当年六方并成身院被申合御裁許落居畢、中御門者北次第ト云、山次第ト云、理運不能左右間、探ヲハ不可取申、押上ニハ以探可治定云々、只今折中之趣者、当年計以探可治定、於向後者、北次第・山次第、中御門・押上ト可押云々、

ここからは、二六年たつてもなお両郷の言い分に変化がみられなかったため、「近年久敷令中絶」む状態だったことがわかるが、しかしそれは、両郷にとつてみずからの言い分がゆずることのできない道理と考えていた証といえよう。

となれば、「六方并成身院」が提示できる解決策というのはひとつしか残されていなかった。それがすなわち「折中」であるが、その内容とは、文字どおり両郷の言い分を足して二で割つたような、「当年計以探可治定、於向後者、北次第・山次第、中御門・押上ト可押」、つまり今年だけは押上郷の言い分どおりに探を取つて順番を決め、これから後は中御門郷の言い分どおりに「北次第・山次第」によつて「中御門・押上」の順とするようにというものであつた。

その結果は、『多聞院日記』が、右の記事の後に「探ヲトラセラ、所ニ、押上ニ取間、則一番ニ可渡旨被申付、向後者、中御門可為一番旨堅申定了」と記しているように、まったく「折中」にそつたものとなつたことがわかる。

そして、実際にも、「山、今小路石山懸源太、其次、押上、其次、中御門渡了」と『多聞院日記』六月一四日条が伝えているように、今小

路郷の山のあとに押上郷の舞車、中御門郷の舞車が渡されたことも読みとれる。

二六年にもわたつて頑強にみずからの言い分を譲らなかつた両郷がこんなにもあつざりと「折中」をうけ入れたことには奇異な感じもするが、しかし「折中」というのが、現代人の感覚とは異なり、「これが「折中」なのだ、といわれたとき、聞くものはただそれだけで、一種の「恐れ」「敬い」をもつ。いわば没理性的な効果、即ち中世的な「正義」「道理」の觀念が「折中」のうちに籠められていた」とすれば、両郷がそれにしたがつたのも当然のことだつたといえよう。

それでは、その後はどのようなことになつたのか、この点については、史料が少ないのでたしかなことはいえないが、たとえば、『経尋記』大永三年（一五二二）六月一四日条に「祇園会在之、六方下知云々、於中門、風流山・車」とみえ、混乱しようすもみられないので、舞車相論がおこるようなことはおそらく二度となかつたと考えられる。

それは同時に、南都祇園会においては、舞車の順番をめぐつて採取（圖取）という方法が放棄されたということも意味するが、このことと関係するのかわからないが、『東大寺雜集録』巻九によれば、この大永三年に押上郷が山を出したのを最後に、山は「コノ以後無之」となつたという。

これによつて、舞車や笠鉾がどのような影響をうけたのかについても史料がないのであきらかではないが、これとほぼ同じころ、京都の祇園会が、洛中洛外図に描かれるようにはなやかさをとりもどしつ

つあったのとくらべたとき、二六年のながきにわたってつづけられた舞車相論が南都祇園会にあたえたダメージというのはけつして小さくなかったと思われる。

これまでの研究では、以上のような舞車相論や採取について、「東大寺各郷の独立的意識の高揚を物語るものといえよう。すなわち、寺の神人・公人の郷として従属的存在であった郷が、郷民の成長によって自立的色彩を濃くし、更に各郷の独立という形に発展したことを示すもので、郷の独立化がしのばれる」とか、「これらの相論は、各郷内がかなり統轄され、郷としての結束が強固になりつつあることを物語るものである」といった評価をくだしてきた。

たしかに舞車相論がおこされたという事実を通して、郷や郷民の自律性を読みとること自体はあやまりではない。が、それによって南都祇園会がこうむった影響もまた大きかったことにはやはり注意が必要であろう。

(3) 「両寺見物」

さて、前節では、舞車相論と採取についてみてきたが、そこでも断片的にふれたように、相論の「成敗」をおこない、採取の提示などしていたのは、実は相論をおこしていた当事者同士ではなく、東大寺惣寺や興福寺六方衆、あるいは衆徒であった。

それはつまり、郷や郷民自身には、舞車相論を解決する力がなかつ

たともいえるが、ただしかし、このことをもって、「全郷的な自律組織を結成できなかったために各郷間の紛争を解決できず、結局は彼らの従属していた寺社勢力に依存せざるを得なかった」とか、あるいは、「郷民は、みずからの問題をみずから解決することができなかったのである。ここに祇園会の未来が暗示されているだろう」と評価できるのかといえ、この点にも慎重にならざるをえない。

というのも、このようにいうとき、おそらくその念頭には京都の祇園会の存在があると考えられるからである。それでは、その京都の祇園会では、舞車相論に相当する山鉾の順番争いを町人みずからが解決していたのだろうか。

今度御再興已後、山鉾次第町人等諍論之間、圖取次第也、前々日町人等来愚亭圖取之、雑色等来入申付之、

頼亮(山鉾)

これは、中世京都の祇園会山鉾にかかわる基本史料として知られる『祇園会山鉾事』³³⁾に記される一文である。この一文こそ、京都の祇園会の籤取(圖取)の起源とされる史料であるが、詳細にみてみると、これまでいわれてきたようにには読みとれないことがわかる。

たしかに「今度御再興」|| 明応九年(一五〇〇)の再興にあたって、「山鉾次第」|| 山鉾の順番を「町人等」が「諍論」し、それを「圖取次第」にしたことはまちがいない。しかし、その圖取は、式日の

「前々日」に室町幕府侍所開闢の松田「頼亮」の「愚亭」において、しかも侍所の下級役人である「雑色等」の立ち会いのもとおこなわれていたという事実をみのがしてはならないだろう。

おそらく状況から考えるに、闖取を提案し用意したのは、町人らではなく、松田頼亮と考えたほうが自然である。つまり、京都の場合もまた、南都祇園会の場合となんら変わるところはなかったのである。

それでは、なぜこれまでこのように考えられてこなかったのか、おそらくそれは、京都の祇園会を「権力に抵抗する民衆の祭祀」とみるイメージにしばられ、祇園会を「はさんで町人と室町幕府など権力との関係を常に対立するもの」としてとらえてきた結果であろう。

しかし、実際にはかならずしもそうとばかりはいえないことがあきらかとなってきた以上、南都祇園会の場合もまた、見方をかえてゆく必要がある。

そこで注目したいのが、「大乘院寺社雑事記」文明六年（一四七四）六月一四日条以降にみることのできる「両寺見物」というものである。この「両寺」というのは、東大寺と興福寺のことであり、「両寺見物」とは、両寺の僧がそろって南都祇園会を見物したことを意味するが、おそらくそのさまというのは、「大乘院寺社雑事記」明応三年（一四九四）六月一四日条に記されるつぎのようなものだったのだろう。

祇園会在之、中御門興福寺僧、伝害門東大寺僧、殊更衆徒也云々、但、中御門北方東大寺僧也、古市棧敷ハ祇園殿拜殿之上二構之、

表1からもわかるように、この年の風流として確認できるのは転害郷のカウウ山^{（東羽）}だけだが、しかしそれを「東大寺僧」は「中御門北」や「転害門」で、また「興福寺僧」は「中御門」で、そして衆徒の「古市」は「祇園殿拜殿之上」で、それぞれ「棧敷」を構えて見物したことがわかる。

転害門・中御門・祇園社はともに東京極大路に面して存在していたので、このことから南都祇園会の風流は東京極大路を渡ったことがわかるが、そのことよりむしろ、ここでは東大寺僧と興福寺僧がともに祇園会を見物していることのほうに注目しなければならない。

「大乘院寺社雑事記」文明九年（一四七七）六月一四日条には、「両寺見物如近來也」とみえるので、「両寺見物」はそれほど前からあったわけではないようだが、このことを考えるうえでみてゆかねばならないのが、南都祇園会をめぐる東大寺と興福寺との関係である。

表1によるかぎり、その端緒は、先にもふれた永享四年（一四三三）のこととなるが、そのときは「方衆」（興福寺六方衆）の「綺」があったならば、その「交名」を注進するよう東大寺別当と興福寺衆徒の筒井氏に幕府が命じているので、六方衆の存在はどちらかといえば疎外されたもののようにみえる。

その一方で、衆徒のほうは、この永享四年のときはまだ六方衆の「綺」を牽制する存在にとどまっていたが、これから三〇年たった寛正三年（一四六二）になると大きくさまがわりすることになる。

というのも、この年の今小路郷と押上郷の舞車相論においては、先

にもみたように、「為当寺集^(一)中、成蜂起集會及成敗」、あるいは「官符衆徒令成敗、以探治定」とあり、相論を採取によって「成敗」したことが知られるからである。

もつとも、『東大寺法花堂要録』では、「尊勝院殿御儀分ニテ」とみられるが、しかしそれにいたるまでには、「為彼寺^(二)雖令成敗、不可事行^(三)」という事情があったことが確認できる以上、衆徒が尊勝院の顔を立てたというのが実際のところだっただろう。

したがって、この段階では東大寺惣寺にかわって衆徒が南都祇園会に対して大きな影響力をもち出したということがわかるが、ここで問題となるのは、この二年後の寛正五年（一四六四）のときにみられた「為寺門成敗探ニテ、押上^(四)一番^(五)押之^(六)」の「寺門」が衆徒だったのか、六方衆だったのかという点である。

寛正三年のことを踏まえれば、衆徒とみるのが普通だろうが、しかしこの寛正五年の採取を発端に混乱をみせた文明二年（一四七九）の舞車相論については、すでにみたように「六方此間色々雖及評定、無処成敗之間、今日両郷風流止之畢」とされているので、六方衆の可能性も否定できない。

しかも、文明一三年（一四八二）ころには、「彼六月会式」^(七) 祇園会は「一向六方自專任雅意^(八)」とみられており、それに「両寺見物」の初見にあたる文明六年（一四七四）のときも「於伝害祇園^(九)会在之、自六方申付」とみられることを考えあわせれば、少なくとも文明年間以降は、六方衆の影響力が圧倒的なものとなっていたことはまちがいない

いだろう。

そこで、注目されるのがつぎの史料である。

祇園会事、為六方可沙汰之由加下知之間、致其用意之処、自学侶不可然、不可致沙汰之由、加下知之間、儀計在之云々、

これは『経覚私要鈔』文明元年（一四六九）六月一四日条の記事である。その内容は、この年の祇園会を執行（沙汰）するよう六方衆として「下知」をくださったところ、学侶より「不可然」として執行しないよう「下知」がくださったということになる。

ここからは、興福寺大衆の組織内における六方衆と学侶との関係とかがうかがえるが、それ以上に注目すべきは、六方衆が「下知」をくださった段階で「致其用意」、すなわち祭祀執行の「用意」がなされたという事実であろう。なぜなら、これによって祇園会の執行の「用意」を「下知」できたのが、衆徒ではなく六方衆だったことがあきらかとなるからである。

一四日という式日からもわかるように、ここにみえる「用意」というのは、風流の「用意」にはかならないが、このとき学侶がそれを「不可然」としたのは、『大乘院寺社雜事記』同日条が伝えるように、「昨日俄ニ六方より仰付之、郷民迷惑云々」、今回の「下知」の段取りが悪く郷民にとつて「俄ニ」だったからだろう。

したがって、文明元年の段階ですでに六方衆の影響力は圧倒的だっ

たことになるが、となると、寛正五年というのは、衆徒が舞車相論を「成敗」した寛正三年と六方衆の「下知」によって祭礼が執行されるようになっていた文明元年とのまさに境目の時期にあたる。おそらくこのころを境に南都祇園会に対する影響力の比重は衆徒から六方衆へと移っていったと考えるのが自然だろう。

いずれにしても、今のところは寛正五年の「寺門」が衆徒だったのか、六方衆だったのかについてはつめることができないが、ただ、この時期を前後として南都祇園会に対する興福寺大衆の影響力が決定的となっていたことはまちがいない。

そして、おりしも興福寺大衆の影響力がみえはじめるのと軌を一にして、山や舞車といった風流の存在が確認できるようになるという事実からは、南都祇園会における風流が、実は興福寺大衆との関係のなかで立ちあがってきた可能性を浮かびあがらせてくる。

実際、「東大寺祇園会、来十四日可始行旨、自当寺六方加下知之間、可存其旨之由地下人等申之」という『大乘院寺社雜事記』明応七年（一四九八）六月六日条の記事をまのあたりにしたとき、南都祇園会は、六方衆と「地下人」≡郷民との関係において成りたっていたと考えるざるをえないからである。

むしろそう考えたほうが、六方衆が舞車相論を「成敗」したり、祭礼執行を「下知」したりするという事実を理解しやすいと思われるが、そのことを踏まえて、「両寺見物」という事象をあらためてながめたとき、そこに、これまでのように、東大寺僧と興福寺僧との緊張感や、

あるいは六方衆と衆徒との対立などといったものを読みとる必要はおそらくないだろう。

というよりむしろ、このように両寺の僧がそれぞれに棧敷をかまえて見物するなかを郷民が「用意」した風流が渡ってゆく、この光景こそがこの時期の南都祇園会を成りたさせているさまざまな関係を目にみえるかたちで映したものでないだろうか。

それを裏づけるように、最後の山が出されたとされる大永三年（一五二二）のようすを伝える「経尋記」同年六月一四日条にも、つぎのような記事がみられる。

祇園会在之、六方下知云々、於中門風流山・車、東大寺者如先規可東向云々、六方者可向辰巳之由、兼日色々及沙汰了、筒井令馳走、東大寺之会式之上者、可向正面義勿論之由申調云々、

この年もまた六方衆の「下知」によって祇園会が執行されたことが読みとれるが、興味深いのは、ここで「風流山・車」が「中門」（中御門）にさしかかった際、「東」に向くべきか、それとも「辰巳」（東南）に向くべきかということが問題になっている点である。

先にもみたように、東大寺僧の棧敷は「転害門」や「中御門北」に、また興福寺僧の棧敷は「中御門」に、そして衆徒の棧敷は「祇園殿拜殿之上」に構えられていた。したがって、ここでは東大寺僧と興福寺僧のどちらの棧敷へ風流は「正面」を向けるべきかということが問題

となつてゐるわけだが、それを衆徒の「筒井」が「馳走」することに
よつて、東大寺側に「正面」Ⅱ「東」を向けることに決したというの
が史料の語る内容である。

これ以前に、このようなことが問題となつたことがあつたのかどう
かについてはわからないが、ここからは、風流をともし見物する東大
寺僧と興福寺僧（おそらくは六方衆）のすがたがみてとれるとともに、
そのあいだで問題がおこつた際には、調停にあたる衆徒のすがたも見
いだすことができる。

と同時に、今回、風流が東大寺僧の棧敷に「正面」を向けることに
なつた理由が、「東大寺之会式之上者」、つまり南都祇園会は「東大寺
之会式」であつたという以上、風流の「用意」を「下知」するのは六
方衆だつたとしても、東大寺の祭礼であるという建て前はあくまで尊
重されていたという事実も知られよう。

このように、南都祇園会では、「両寺見物」という特徴的な事象が
みられたわけだが、実は祇園会の風流を見物するということでは、京
都の祇園会でも、応仁・文明の乱以前では数代にわたる室町將軍が、
また再興後の戦国期では管領細川政元や將軍足利義種・義晴が見物し
たことが知られてゐる。⁽⁴⁾

そして、それを通して室町幕府と祇園会との深い結びつきもあきら
かとなつてゐるが、ただ、その具体的な関係となると不明な点も少な
くない。

それに対して、南都祇園会の場合はどうだったのか、つぎにこの点

について、「祇園会出銭」というものに焦点をあてて考えてみることに
しよう。

(4) 「祇園会出銭」

家門奉公丸四郎左衛門尉秀永祇園会出銭□自今小路郷民方申懸
之、於祇園会出銭者、不謂侍・仕丁・中綱・神人、悉以為祈禱分、
加出銭条先例、余郷も同前之由、郷民等申之、

これは、「大乘院寺社雜事記」文明九年（一四七七）七月八日条の
記事である。実はこれより前六月二八日の段階で、大乘院の奉公「丸
四郎左衛門尉」が相談をもちこんで来ていたことが知られるが、その
内容というのは、右の記事から「祇園会出銭」の免除をもとめるもの
であつたことがわかる。

それに対して、今小路郷の郷民らは、「祇園会出銭」は「侍・仕
丁・中綱・神人」といつた身分・職掌を問わず、今小路郷に住む住人
は「祈禱分」として負担しなければならないのが「先例」であり、そ
れは「余郷」でも同じだから免除することはできないと主張してい
た。

ここからは、興福寺の門跡、大乘院の「奉公」である「丸四郎左衛
門尉」が東大寺郷の今小路郷に居住していたことがわかるが、それと
ともに、今回の問題が「祇園会出銭」に対する認識の違いというもの

を発端におこっていたことがわかる。

それでは、その「祇園会出銭」というのは、具体的にはどのようなものだったのだろうか。残念ながら、この点をあきらかにできる史料は残されていないが、ただ京都の祇園会でも、これより少し時期のさがつた天文一八年（一五四九）の段階で、同じように「祇園会出銭」の存在を確認することができる。

そのことが記された史料⁽⁴⁾によれば、京都の「祇園会出銭」とは、山鉾を出す下京の各町の「地」（土地）に課せられるものであり、またその「地」が勝手に他町へ「進退」（売買）されてしまうと「其町之祇園会山」が「退転」してしまふとされている。このことから、京都の「祇園会出銭」が山鉾をささえる費用であったことが読みとれる。

この京都の祇園会の「祇園会出銭」と南都祇園会の「祇園会出銭」とが同じものだったのかどうかはわからないが、今小路郷の郷民の主張の内容から考えると、それもまた京都の場合と同様、郷民が「用意」する風流にかかわる費用と考えるのが自然だろう。

したがって、南都祇園会の「祇園会出銭」も今小路郷など風流を出す四郷の土地に課せられていたと考えられるが、「丸四郎左衛門尉」はその免除をもとめたことになる。

もつとも、「丸四郎左衛門尉」のほうもまったく何も出さないつもりだったわけではなく、『大乘院寺社雑事記』同日条によれば、「家門奉公」もまた「不混余人」ざる職掌なので、「祇園会出銭」の負担は

できないものの、そのかわりに「相当于出銭分」する「酒肴」を出していた。にもかかわらず、郷民のほうに「猶以可出銭」といつてきたため、大乘院のもとへ相談することになったのであった。

これに対して、今小路郷の郷民らは、今回の問題を法廷の場で一挙に解決しようと考えたようである。というのも、『大乘院寺社雑事記』同日条には、今小路郷の郷民らが「相語丑寅方衆、訴申入」、つまり六方衆の丑寅方を味方につけたうえで、六方衆の「集会」に訴えたことが記されているからである。

ここからも今小路郷の郷民と六方衆とのあいだに深いむすびつきのあったことがうかがえるが、これによって、今回の問題は、六方衆の「集会所」に「召寄民人」せての「糺明」という大事に発展することとなった。

ところが、その「糺明」の結果は、『大乘院寺社雑事記』同日条によれば、「民等申状以外次第也、如此大事訴申入之、糺明処、不分明儀共不可然、就郷民、可及嚴密沙汰之由、及評定」、つまり郷民らの主張は「不分明」かぎりない「不可然」もので、訴えた郷民に対して「嚴密沙汰」をおこなうことが「評定」されたことがわかる。

今小路郷の郷民らのもくろみはまったく裏目に出してしまったわけだが、しかしその後集会は二転三転したらしく、「郷民眞眞有之、其日集会不一途而退散、其後集会無之」とあるように、郷民を「眞眞」するものたち（おそらくは丑寅方のことだろう）もいたため、「其日集会」では決着がつかず「退散」したうえ、その後は集会ももたれな

かったという。

結局のところ、今回の問題がどのように決着したのかについては、これにつづく史料が残されていないのでわからないが、ただ今回の問題がおこったために、はからずも、祇園会をめぐる今小路郷の郷民と六方衆の丑寅方との関係が露呈する結果となったのである。

残念ながら、その関係が具体的にどのようなものであったのか、あるいは今小路郷以外の郷の郷民と六方衆との関係がどのようなものだったのかなどについてはさだかではないが、少なくとも右の事例からうかがえるような関係が、南都祇園会、とりわけ山や舞車などの風流をささえる重要な柱のひとつであったということは可能だろう。

ちなみに、この「祇園会出銭」についても、これまでの研究はふれているが、ただここでみただのような事実をもって、「郷民の自主的祭礼であったことを物語っている」とか、「郷民が六方衆を利用しながらも主体的に祭礼を行ったことを示している」と評価することには慎重にならざるをえない。

本稿の立場からすれば、そう評価するには、まだまだ材料が不足していると考えられるし、やはりこれでは、南都祇園会という祭礼を成りたせているさまざまな関係を「自主的」「主体的」ということばをみちびくためだけに切り捨ててしまっているような感じがいなめないからである。

はじめにでもふれたように、京都の祇園会に関する研究がたどってきた道を南都祇園会が同じようにたどる必要性はどこにもない。むしろ

南都祇園会を成りたせていたものが何であったのか、それらをもとにつづく読み解いてゆく作業こそがもとめられているのではないだろうか。

おわりに

以上、本稿では、南都祇園会にかかわる基礎的な問題について検討をおこなってきた。

はじめにでもふれたように、もともと史料がさがされているうえに、専論も少ないので、それほどあたらしい論点を提示できたのかどうかはここもとないかぎりではあるが、それでも、これまでのように「郷民の成長」だけに焦点をあてていただけでは、祭礼の実態はみえてこないという点だけは指摘できたのではないかと思う。

『東大寺雑集録』巻九によれば、「南都祇園会ハ、永祿十年迄恒例雖行之、十月十日、松永弾正少弼与三好左京大夫合戦之時、大仏殿兵火、其砌類炎」とあり、永祿一〇年（一五六七）の松永久秀と三好三人衆との合戦にもなつて祇園社が「類炎」するまで南都祇園会はおこなわれていたとされている。

先にみたように、同じ『東大寺雑集録』巻九には、大永三年（一五二一）の押上郷の「梶原二度ノカケ」山を最後に「コノ以後無之」と記されているので、実際に永祿一〇年までどのような祭礼がおこなわれていたのかについてはさだかではないが、この事実からもわかるよ

うに、祭礼というのは、火災によって神社が損なわれたり、あるいは「郷民の成長」にもなつて、失われたり、盛んになつたりするようなものではおそくないだろう。

『東大寺雑集録』巻九がいうように、もし永祿一〇年以降に南都祇園会が失われてしまったのだとすれば、それは、火災によって祇園社が損なわれたことよりむしろ、それまで祭礼を成りたててきた、さまざまな関係が変容し、失われていった結果とみるべきであろう。

それでは、その関係はどのように変容し、失われていったのか、この点については、新たな史料をひとつずつ発掘してゆくとともに、東大寺や東大寺郷において南都祇園会より重きをなしたとされている転害会との関係も視野に入れたうえで、の作業となろう。今後の課題としたいと思う。

注

- (1) 大塚活美「中世における祇園祭の地方伝播」(『朱雀』一三集、二〇〇一年)、福原敏男「戦国織豊期における諸国祇園会の鞆鼓稚児舞―八撥をめぐって―」(『二木謙一編』『戦国織豊期の社会と儀礼』吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (2) 和田義昭「奈良手搔郷祇園会について」(『藝能史研究』二九号、一九七〇年)。
- (3) 武居由美子「中世における東大寺郷民の成長と祭礼」(『年報中世史研究』一六号、一九九一年)。
- (4) 拙著『中世京都の都市と宗教』(思文閣出版、二〇〇六年)、同『祇園祭と戦国京都』(角川叢書、二〇〇七年)。
- (5) 注(4) 参照。

(6) 水島福太郎「東大寺七郷」(『南都仏教』四号、一九五八年)。近年の研究成果としては、森田竜雄「中世奈良の郷・郷民・寺僧―鎌倉―南北朝期を中心に―」(仁木宏編『都市―前近代都市論の射程―』青木書店、二〇〇二年)、島山聡「中世後期における東大寺と東大寺郷―転害会の分析を通して―」(五味文彦・菊地大樹編『中世の寺院と都市・権力』山川出版社、二〇〇七年) 参照。

(7) 『大日本仏教全書 東大寺叢書第一』。

(8) 安田次郎「中世の興福寺と大和」(山川出版社、二〇〇一年)。

(9) 中世東大寺の組織については、永村真「中世東大寺の組織と経営」(塙書房、一九八九年)、稲葉伸道「中世寺院の権力構造」(岩波書店、一九九七年)、久野修義「日本中世の寺院と社会」(塙書房、一九九九年) 参照。

(10) すでに注(3) 武居氏前掲論文でも和田氏の理解に修正が必要であると
言及されている。

(11) 『大日本史料』第七編之六。

(12) 図書寮叢刊。

(13) この事実自体は、すでに清水克行「喧嘩両成敗の誕生」(講談社選書メチエ、二〇〇六年) でふれられている。

(14) 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上巻(近藤出版社、一九八〇年)。

(15) 『興福寺院家伝』(大日本仏教全書 興福寺叢書第二)。なお、この史料が作成された近世中期には「断絶院家」となっていた。

(16) 増補統史料大成。

(17) 注(3) 参照。

(18) 『大乗院寺社雜事記』文明一二年六月一四日条。

(19) 山路興造「祇園御霊会の芸能―馬長童・久世舞車・鞆鼓稚児―」(『藝能史研究』九四号、一九八六年)、同「祇園雛子の源流と変遷」(『講座祇園雛子』祇園祭山鉾連合会、一九八八年)。

(20) 注(19) 参照。また、注(1) 福原氏前掲論文も南都祇園会の鞆鼓稚児舞にふれている。

(21) 史料纂集。

- (22) 『続々群書類従』巻五。注(19)参照。
- (23) 『大乘院寺社雑事記』文明一一年六月一四日条。
- (24) 『大乘院寺社雑事記』文明一一年六月一四日条、『多聞院日記』(増補続史料大成) 永正二年六月一三日条。
- (25) 『東大寺別当次第』(『大日本仏教全書 東大寺叢書第一』)。
- (26) 瀬田勝哉「『闡取』についての覚書―室町政治社会思想史の一試み―」(『武蔵大学人文学会雑誌』第二三巻四号、一九八二年)。
- (27) 『大乘院寺社雑事記』明応七年六月六日条。
- (28) 『東大寺雑集録』巻九。
- (29) 笠松宏至「折中の法」(同「法と言葉の中世史」平凡社、一九八四年)。
なお、「折中の法」に関する近年の研究成果としては、注(13)清水氏前掲「喧嘩両成敗の誕生」が注目される。
- (30) 国立公文書館所蔵。
- (31) 注(2)参照。
- (32) 注(3)参照。
- (33) 注(3)参照。
- (34) 安田次郎「中世の奈良―都市民と寺院の支配―」(吉川弘文館、一九九八年)。
- (35) 「八坂神社文書」(京都府立総合資料館写真真帳)。本史料については、注(4)拙著『中世京都の都市と宗教』参照。
- (36) 注(4)参照。
- (37) 『大乘院寺社雑事記』寛正三年六月一四日条。
- (38) 『大乘院寺社雑事記』文明一一年六月一四日条。
- (39) 『大乘院寺社雑事記』文明一三年七月三日条。
- (40) 古くは、二木謙一氏による「祇園会御成」という議論が知られている(同「祇園会御成」『国学院大学日本文化研究所紀要』第二六輯、一九七〇年、のちに同「中世武家儀礼の研究」吉川弘文館、一九八五年)。近年のものとしては注(4)参照。
- (41) 天文一八年四月日付四条綾小路町人等申状(『賦政所方』桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』下巻、近藤出版社、一九八六年)。
- (42) 注(2)参照。

(43) 注(3)参照。

(44) 転書会については、近年、畠山聡氏によってこれまでの研究の再検討がすすめられており注目される(注(6)参照)。

(付記)

本稿は、平成一八年度奈良大学研究助成による研究成果である「立命館文学」六〇二号(二〇〇七年一月)所収の同論文を転載したものである。

Some questions concerning the Gion Festival in Nara

Masayoshi Kawachi